

各議題の報告のポイント

議題1 「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015」の改定について

(1) 付議の趣旨

千代田区地球温暖化対策条例の目標年次及び千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015 の中間年次を迎えたため、千代田区では令和元年度から地球温暖化対策推進懇談会の下部組織として検討部会を設置し、学識経験者等の意見を聴取しながら、これまでの温暖化対策に係る実績や取り組みの検証と改定計画の検討を行ってきました。

今般、改定計画である（仮称）「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」の素案を作成したため、報告します。

(2) 報告のポイント ※【】内は、資料2の該当ページ

- 改定計画の計画期間は、今後10年の取り組みの推進が極めて重要であることから、2021年度から2030年度までの10年間としています。また、対象とする温室効果ガスをエネルギー起源CO₂以外にも広げ、地球温暖化対策推進法に定める7種類のガスとしました。【P. 13-P. 14】
- 改定計画の将来像を2050年度までにCO₂排出実質ゼロをめざすことを掲げるため、「エネルギー利用によるCO₂排出ゼロのまち～2050ゼロエミッションちよだ」としました。【P. 24】
- CO₂排出量の対策目標を区条例や国・東京都の温暖化対策推進計画と区の地域特性をふまえ、2013年度比で42.3%削減する、という目標を掲げました。【P. 27】
- 対策目標を基に2030年度の将来推計などを踏まえて業務部門における延床面積あたりのCO₂排出量を2013年度比で52.5%以上削減する、という補助指標を設定しました。【P. 29】
- 省エネの取り組みなどを評価するため、対策目標や将来の電力の排出係数から最終消費エネルギー消費量の削減目標を2013年度比で25.2%削減する、と設定しました。【P. 30】
- 目標達成のため、基本方針1「エネルギー消費量の削減」、基本方針2「エネルギーの低炭素化の推進」、基本方針3「スマートシティの強化」、基本方針4「協働による地球温暖化対策の推進」の4つの基本方針を設定し、それぞれの方針に沿った取り組みを進めます。【P. 35】

(3) 今後のスケジュール

懇談会における意見聴取ののち、庁内手続きを経て素案を決定します（3月下旬頃）。その後、パブリックコメントを実施し、計画を改定します（4月～5月）。

議題2 (仮称)「千代田区気候変動適応計画 2021」の策定について

(1) 付議の趣旨

平成30年6月に成立した気候変動適応法において、それぞれの区域の特徴に応じた適応策を推進するため、地方公共団体は地域気候変動適応計画の策定に努めることとされています。

これを受け、千代田区では令和元年度から地球温暖化対策推進懇談会の下部組織として検討部会を設置し、学識経験者等の意見を聴取しながら気候変動適応に関する検討を行ってきました。

今般、区の地域気候変動適応計画である、(仮称)「千代田区気候変動適応計画 2021」の素案を作成したため、報告します。

(2) 報告のポイント ※【】内は、資料4の該当ページ

- 気候変動適応に関する将来像を「いつまでも安心して住み働き続けられる強く魅力あるまち」とし、適応に関する基本的な考え方や適応策の方向性をまとめました。【P. 16】
- 気候変動の影響は様々な分野に及びますが、千代田区において影響が予想される、「自然災害」、「健康」、「水資源・水環境」、「生活」、「産業・経済活動」、「自然生態系」の分野について対策を掲げます。
- 各分野について現況と将来予測される影響を整理し、対応方針、施策と主な対策を掲げます。特に優先的に取り組む施策は以下の7つとしました。【P. 28-37】
 - ・水害対策の推進
 - ・強風等への対策の推進
 - ・熱中症等への対策の推進
 - ・高齢者や子どもへの影響に関する対策の推進
 - ・渇水対策の推進
 - ・暑熱対策の推進
 - ・企業活動に関する対策の推進
- 計画を推進するため、各分野に指標を設定し、毎年進捗管理を行います。また、3～5年に一度、効果検証を実施します。【P. 39】

(3) 今後のスケジュール

懇談会における意見聴取ののち、庁内手続きを経て素案を決定します(3月下旬頃)。その後、パブリックコメントを実施し、計画を策定します(4月～5月)。

議題3 千代田区温暖化配慮行動計画書制度における表彰事業所について

(1) 千代田区温暖化配慮行動計画書制度とは

区内事業所が取り組んでいる従業員の環境教育、環境活動及び地域貢献等の温暖化配慮行動の実施状況について、「計画書兼報告書」の提出を求め、その状況や優良な取組みを公表・表彰することにより、事業所の温暖化配慮行動の促進や優良な取組みの普及を図る制度です。

<対象者>

義務提出者：従業員数 300 人以上の区内事業所

任意提出者：従業員数 300 人未満の区内事業所

<表彰および公表>

- ・報告書の内容をもとに先進性、独自性（創意・工夫）、波及性、持続性、地域対応性、社会貢献を考慮し、他の模範となる優良な取組みを実施した事業所について、「千代田区地球温暖化対策推進懇談会」（部会を設置）で審査・決定し、表彰する。
- ・事例集を作成・配布し、優良な取組みの普及を図る。
- ・提出のあった事業所名および取組内容等を区ホームページで公表する。

(2) 付議の趣旨

表彰選定部会において、令和2年度の表彰事業所を選定したため、報告します。

(3) 報告のポイント

- 令和2年度の計画書兼報告書の提出件数は、義務提出者：219 事業所、任意提出者：36 事業所でした。
- 令和2年度の表彰事業所は以下のとおり選定しました。（取組内容は資料5のとおり）
最優秀賞：東京海上日動火災保険株式会社
環境配慮賞：株式会社ルミネ 有楽町店
特別賞：株式会社大塚商会
日本郵船株式会社
前田建設工業株式会社

(4) 今後のスケジュール

2月中に区ホームページ及び区の広報紙により公表します。

（表彰式は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。）

議題4 「千代田区ヒートアイランド対策計画」の見直しについて

(1) 付議の趣旨

平成18年度に策定した「千代田区ヒートアイランド対策計画」について、令和3年度から見直しに向けた基礎調査を実施するため、報告します。

なお、見直しにあたっては、地球温暖化対策推進懇談会に学識経験者等で構成する部会を設けて検討します。

(2) 報告のポイント・今後のスケジュール ※資料6のとおり